

地方独立行政法人静岡県立病院機構 静岡県立総合病院
床頭台システム設置運営事業者募集要項

1 趣旨

静岡県立総合病院において入院患者の療養環境向上を図るために行う、床頭台システム設置運営事業（以下「床頭台設置運営事業」という。）の事業者を「公募型プロポーザル方式」により行い、そのために必要な手続等について以下のとおり定める。

2 公募期間

公告日から平成 26 年 6 月 13 日（金）まで

3 募集事業の概要

(1) 事業名

静岡県立総合病院床頭台システム設置運営事業

(2) 事業内容

事業者は、当院管理者が指定する敷地の一部を有償で賃借し、床頭台システムの設置運営事業を行う。

また、当院と協議の上、事業に必要な保守管理を行う。

なお、設備の設置及び運用に関わる全ての経費は事業者の負担とする。

(3) 予定事業期間

平成 26 年 9 月 1 日～平成 32 年 8 月 31 日（6 年間）

(4) 事業実施場所

静岡市葵区北安東 4 丁目 27 番 1 号 静岡県立総合病院内

4 応募資格

応募者は、平成 26 年 5 月 1 日現在において次の事項に定める要件をすべて満たす法人とする。

(1) 国内の 400 床以上の病院において、3 年以上のテレビ付床頭台システム設置運営事業の実績があり、現時点まで契約違反や重大な過失を起こしていない者であること。（契約中又は契約終了施設の実績でも可）

(2) 地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程第 3 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定に該当しない者。

(3) 国税及び地方税の未納がない者。

(4) 県内に本社若しくは支店、営業所を有する法人で、病院敷地内での運営管理を行うのにふさわしい資力、信用、能力等を有する者。

(5) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、法人である場合にあつては当該

- 法人の役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下各号において同じ。))であると認められる者
- イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下各号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

5 提出書類

本事業に参加する場合は、別添の「静岡県立総合病院 床頭台システム設置運営事業仕様書」(以下「仕様書」という。)を熟読のうえ、次の書類を提出すること。

- (1) 参加申込書(様式1)
- (2) 誓約書(様式2)
- (3) 企画提案書(様式3)
- (4) 会社(業務)概要(様式4)
- (5) 添付書類
 - ア 登記簿謄本
 - イ 過去3年分の財務諸表類(貸借対照表、損益計算書など)又は公認会計士や監査法人による監査報告書(株式会社の審査等に関する商法の特例に関する法律第2条による計算書類等の監査に基づく報告書)の写し
 - ウ 4(1)を証明する書類※形式は問わない。

6 書類作成上の注意

- (1) 別添の仕様書を熟読して作成すること。
- (2) 提出書類の規格はA4版とする。
- (3) 企画提案書は15ページ以内とし、分かり易く簡潔に記載すること。
- (4) パンフレット等の資料を添付する場合は必要最小限とすること。

7 提出部数

正本1部、副本5部(登記簿謄本については原本を1部)

8 提出先

〒420-8527 静岡市葵区北安東4丁目27番1号

地方独立行政法人静岡県立病院機構 静岡県立総合病院 管理課管財係

TEL: 054-247-6136

FAX: 054-247-6140

9 提出方法及び期限

平成26年6月13日(金)17時(必着)までに、持参又は郵送(簡易書留又は民間業者による書類郵便に準ずるもの)により提出すること。

10 質問及び回答

質問がある場合は、質問書(様式5)を下記により提出すること。口頭による質問は受け付けない。

(1) 提出方法 メール (sougou-kanri@shizuoka-pho.jp)

(2) 受付期間 公告の日の翌日から平成26年6月6日(金)17時まで。

(3) 回答 平成26年6月10日(火)までに本院のホームページに掲載する。

※電子メール送信後、電話にて受信の確認を行うこと。

11 その他留意事項

(1) 提出された書類について、提出後の追加及び変更は認めない。

(2) 提出された書類の内容については、当事業者選定以外に利用することはない。

(3) 提出された書類については一切返却しない。

(4) 書類の作成、提出に関する一切の費用は参加者の負担とする。

(5) 書類の内容に関して、確認又は調査を行う場合がある。

(6) 提出された申請書及び資料は、静岡県情報公開条例に基づき公開することがある。

(7) 書類審査及びヒアリングの結果、病院に利益があると認められた内容については、契約書案及び仕様書案を変更することがある。

12 運営事業者の選定

(1) 書類審査

提出された様式3、4について、別表1の項目により評価する。

(2) ヒアリング

平成26年6月23日(月)(予定)、本院の「床頭台システム設置運営事業者選定委員会」によるヒアリングを行う。ヒアリングの出席者は3名以内とする。ヒアリングの日程及び場所は、対象者に平成26年6月17日(火)までに文書で通知する。

なお、ヒアリングは原則として提案者全員に対し行うが、提案者が多数となった場合、書類審査(主に様式3及び様式4)で複数者を選定したうえで行う場合がある。

(3) 事業者の決定

書類及びヒアリング結果等について総合的に評価を行い、最高の評価を得た提案者を事業者として内定する。

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、当院のホームページに掲載する。(6月下旬の予定)

13 選定後の手続

(1) 内定した事業者と別途本事業実施に関する契約書を締結する。

(2) 内定事業者の取消し

次の場合は、選定事業者の内定を取り消す。

ア 内定から契約前までの間に内定事業者の諸般の事情変化等により企画提案した事業の運営が確実に履行できないと判断したとき。

イ 著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと判断したとき。

ウ 応募資格を満たさないと判明したとき。